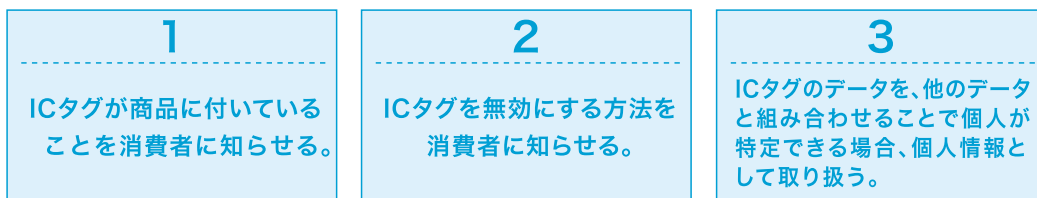


プライバシー問題にどう対処すべきか？

ICタグを取り付けるメーカーやICタグの付いた商品を販売する小売業者は、社会的責任として消費者のプライバシー保護を重要課題として心がけなければなりません。消費者の手にICタグが付いた商品や製品が渡ったときに、悪意を持つ誰かが知らない間にICタグのデータを読み取り犯罪が発生する可能性はゼロとはいえません。

総務省と経済産業省は2004年6月、「電子タグ(ICタグ)に関するプライバシー保護ガイドライン」を発表しました。業種を問わず、ICタグを消費者向けの商品に取り付けて利用する際に順守すべき、プライバシー保護対策の枠組みを示しています。

■プライバシー保護ガイドライン



総務省と経済産業省が2004年6月に共同で発表した、ICタグに関するプライバシー保護ガイドラインの主な内容

ガイドラインは大きく分けて3つの柱で構成されます。

その1、商品にICタグが付いていることを消費者に知らせる。

商品のどこにICタグが付いており、どんなデータが存在しているかを知らせなければなりません。告知の方法としては、①商品の包装に表示する、②口頭で説明する、③ポスターなどで分かりやすく掲示する、の三つです。基本的には、商品自体にタグが付いていることを表示し、その補助として、口頭での説明やポスターによる掲示などの手段が良いと思われます。

その2、ICタグを無効にする方法を消費者に知らせる。

具体策として、①商品に付いているICタグを取りはずす、②ICタグにあるデータを消去する仕組みを用意しておく、③ICタグをアルミなどの金属で覆う、などを挙げています。

ここで注意すべき点は、ICタグを無効にすることによって消費者または社会の利益が失われる可能性がある場合は、そのことも消費者に告知しなければいけないことです。

その3、ICタグのデータを他のデータと組み合わせることで個人が特定できる場合には、ICタグのデータを個人情報として取り扱う必要がある。

例えば、商品に付いているICタグのデータと、その商品を購入した消費者を特定できる氏名や住所といった個人情報を販売管理システムなどでヒモ付けしている場合、ICタグにIDしか入っていないとしても個人情報とみなされるので注意が必要です。ICタグに消費者の氏名や住所など個人を特定できる情報がある場合は当然、個人情報として扱わなくてはなりません。